

千葉県地域防災計画
修正（案）

第1編 総則

第1章 計画の目的及び構成

第1節 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、千葉県防災会議が策定するこの計画は、昭和38年の策定以来、これまで幾度にわたる修正を行ってきた。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。

本県でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、県域に係る災害対策を実施する際の、県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

さらに、県民や事業所等の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害、放射性物質事故や大規模火災、航空機・鉄道などの公共交通等の事故災害などの各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して県民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総 則

第2編 地震・津波編

(地震・津波編附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画)

第3編 風水害等編

第4編 放射性物質事故編

第5編 大規模火災等編

第6編 公共交通等事故編

の6編をもって構成している。

第1編総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されてい
た事項を共通事項として整理するため、平成24年修正において新設したものである。

第2編地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。平成23年3月に発生した東日本大震災では、本県においても津波による大きな被害が発生したことから、津波対策の充実を期するため、平成24年修正において従来の震災編を改称したものである。

第2編地震・津波編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第3編風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編から第6編までの各編については、放射性物質事故対策計画の見直しに併せ、従来の大規模事故編に規定していた各種大規模事故災害への対策を種別ごとに3編に分類し、放射性物質事故、大規模火災等（大規模火災、林野火災、危険物等災害、油等海上流出災害）、公共交通等事故（海上事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故）など大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、第3編風水害等編の規定に準ずるものとする。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 減災を重視した防災対策の方向性

本県では、これまでに様々な地震津波災害や風水害等を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。
災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備えていくものとする。

第2節 地域防災力の向上

※ 基本方針

大規模な災害においては、発災直後の県民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。
平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努め、また、県民は、災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。
阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。都市化や核家族化の進展などの社会構造の変化により、地域コミュニティの弱体化が叫ばれ始めているが、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催し、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みの強化に努める。

さらに、民間団体等と県・市町村との連携の取組みも重要な要素となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、本県でも、生活協同組合連合会との物資の確保やボランティア活動支援に関する協定や、コンビニエンスストアチェーンとの物資供給に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。最近では、市町村が建築士や土地家屋調査士の団体との間で、家屋の被害認定等に関する協定を締結するなどの動きも見えている。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、県や市町村をはじめとする防災関係機関においても、県民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、県内全域の防災力の向上を図っていく。

さらに県は、この考え方に基づき、県民や事業者、県・市町村などの役割や取組み事項を明らかにすることにより防災意識の高揚を図り、県内全域の防災力の向上を目指す、(仮称) 防災基本条例を制定する。

第3節 災害時要援護者及び男女共同参画の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの災害時要援護者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かつたことが明らかになっている。

本県でも、高齢化の進展や、障害のある人が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、災害時要援護者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し

本計画は、県域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを隨時行っていくこととする。

第3章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

千葉県の地域に係る災害対策を実施するにあたり、県、市町村のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、県民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

【県】

- 1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災県営施設の応急対策に関すること
- 9 灾害時における文教対策に関すること
- 10 灾害時における社会秩序の維持に関すること
- 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 12 灾害時における交通、輸送の確保に関すること
- 13 被災施設の復旧に関すること
- 14 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること
- 15 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること
- 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること
- 17 被災者の生活再建支援に関すること
- 18 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること

【市町村】

- 1 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関すること
- 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- 3 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- 4 災害の防除と拡大の防止に関すること
- 5 救助、防疫等り災者の保護及び保健衛生に関すること
- 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- 8 被災市町村営施設の応急対策に関すること
- 9 灾害時における文教対策に関すること
- 10 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- 11 灾害時における交通、輸送の確保に関すること
- 12 被災施設の復旧に関すること
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- 14 被災者の生活再建支援に関すること

【指定地方行政機関】

(関東管区警察局)

- 1 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること
- 2 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
- 3 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること
- 4 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること
- 5 津波警報の伝達に関すること

(関東財務局千葉財務事務所)

- 1 立会関係
主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること
- 2 融資関係
 - (1) 災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること
 - (2) 災害復旧事業費の融資（長期）に関すること
- 3 国有財産関係
 - (1) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - (2) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること
 - (3) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること
 - (4) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関すること
 - (5) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること
 - (6) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること
- 4 民間金融機関等に対する指示、要請関係
 - (1) 災害関係の融資に関すること
 - (2) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関すること
 - (3) 手形交換、休日営業等に関すること
 - (4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること
 - (5) 営業停止等における対応に関すること

(関東信越厚生局)

- 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- 2 関係職員の派遣に関すること
- 3 関係機関との連絡調整に関すること

(関東農政局)

- 1 災害予防対策
 - (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること
 - (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること
- 2 応急対策
 - (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
 - (2) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること
 - (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること

- (4) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関するこ
- (5) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関するこ

3 復旧対策

- (1) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る海岸施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関するこ
- (2) 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関するこ

4 その他の

- (1) 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関するこ
- (2) 災害時の政府所有米穀の供給に関するこ (農林水産省生産局)

(関東森林管理局)

- 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関するこ
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関するこ

(関東経済産業局)

- 1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関するこ
- 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関するこ
- 3 被災中小企業の振興に関するこ

(関東東北産業保安監督部)

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関するこ
- 2 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関するこ

(関東運輸局)

- 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関するこ
- 2 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関するこ
- 3 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関するこ
- 4 災害時における応急海上輸送に関するこ
- 5 応急海上運送用船舶の緊急修理に関するこ

(関東地方整備局)

- 1 災害予防
 - (1) 防災上必要な教育及び訓練等に関するこ
 - (2) 通信施設等の整備に関するこ
 - (3) 公共施設等の整備に関するこ
 - (4) 災害危険区域等の関係機関への通知に関するこ
 - (5) 官庁施設の災害予防措置に関するこ
 - (6) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関するこ
 - (7) 豪雪害の予防に関するこ
- 2 災害応急対策
 - (1) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関するこ
 - (2) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関するこ
 - (3) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関するこ
 - (4) 災害時における復旧資材の確保に関するこ
 - (5) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関するこ
 - (6) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関するこ
 - (7) 海洋汚染の拡散防止及び防除に関するこ

(8) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

3 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(成田空港事務所)

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(第三管区海上保安本部)

- 1 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること
- 2 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること
- 3 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること
- 4 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること

(東京管区気象台)

- 1 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること
- 2 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発表・通報に関すること
- 3 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

(関東総合通信局)

- 1 電波及び有線電気通信の監理に関すること
- 2 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること
- 3 災害時における非常通信の確保に関すること
- 4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- 5 関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- 6 災害対策用無線機、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること

(千葉労働局)

- 1 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- 2 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

【自衛隊】

- 1 災害派遣の準備
 - (1) 防災関係資料の基礎調査に関すること
 - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
 - (3) 防災資材の整備及び点検に関すること
 - (4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関すること
- 2 災害派遣の実施
 - (1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
 - (2) 災害派遣時の救援活動における防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

【指定公共機関】

(東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ)

- 1 電気通信施設の整備に関すること
- 2 災害時における緊急通話の取扱いに関すること
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(日本赤十字社千葉県支部)

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること
- 2 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること
- 3 義援金の募集及び配分に関すること

(日本放送協会)

- 1 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- 4 被災者の受信対策に関すること

(東日本高速道路(株))

- 1 東日本高速道路の保全に関すること
- 2 東日本高速道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

(首都高速道路(株))

- 1 首都高速道路の保全に関すること
- 2 首都高速道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

(独立行政法人水資源機構)

- 1 水資源開発施設(導水路を含む)の新築(水資源機構移行時に着手済みの事業等に限る。)又は改築及び維持管理に関すること
- 2 水資源開発施設の応急対策及び災害復旧に関すること

(成田国際空港(株))

- 1 災害時における空港の運用に関すること
- 2 空港施設及び航空機災害に対する防災対策に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

(東日本旅客鉄道(株))

- 1 鉄道施設の保全に関すること
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

(日本貨物鉄道(株))

災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること

(東京ガス (株))

- 1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること
- 2 ガスの供給に関すること

(日本通運 (株) 千葉支店)

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関するこ

(東京電力 (株))

- 1 災害時における電力供給に関するこ
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関するこ

(KDDI (株))

- 1 電気通信施設の整備に関するこ
- 2 災害時等における通信サービスの提供に関するこ
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関するこ

(郵便事業 (株))

- 1 災害時における郵便事業運営の確保
- 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関するこ
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関するこ
 - (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関するこ
 - (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関するこ
 - (5) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関するこ

(郵便局 (株))

災害時における郵便局窓口業務の維持に関するこ

【指定地方公共機関】

(千葉県手賀沼土地改良区、両総土地改良区及び印旛沼土地改良区)

- 1 防災ため池等の施設の整備と管理に関するこ
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関するこ
- 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関するこ

(印旛利根川水防事務組合及び千葉県長沼水害予防組合)

- 1 水防施設資材の整備に関するこ
- 2 水防計画の樹立と水防訓練に関するこ
- 3 水防活動に関するこ

〔 京葉瓦斯（株）、大多喜ガス（株）、千葉ガス（株）、房州瓦斯（株）、京和ガス（株）、銚子瓦斯（株）、野田ガス（株）、角栄ガス（株）、東日本ガス（株）、総武ガス（株）、日本瓦斯（株）、（社）千葉県エルピーガス協会 〕

ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関するこ

京成電鉄（株）、新京成電鉄（株）、東武鉄道（株）、小湊鉄道（株）、東京地下鉄（株）、京葉臨海鉄道（株）、北総鉄道（株）、流鉄（株）、銚子電気鉄道（株）、いすみ鉄道（株）、千葉都市モノレール（株）、東葉高速鉄道（株）、山万（株）、（株）舞浜リゾートライン、芝山鉄道（株）、首都圏新都市鉄道（株）

- 1 鉄道施設の保全に関すること
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- 3 帰宅困難者対策に関すること

（日本航空（株）及び全日本空輸（株））

- 1 航空機の運航の安全と確保に関すること
- 2 旅客の安全確保に関すること

（（社）千葉県医師会）

- 1 医療及び助産活動に関すること
- 2 医師会と医療機関との連絡調整に関すること

（（社）千葉県歯科医師会）

- 1 歯科医療活動に関すること
- 2 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

（（社）千葉県薬剤師会）

- 1 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
- 2 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
- 3 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

（千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送及び（株）ベイエフエム）

- 1 県民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
- 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- 3 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること

（（社）千葉県トラック協会及び（社）千葉県バス協会）

災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

（千葉県道路公社）

- 1 所管道路の保全に関すること
- 2 所管道路の災害復旧に関すること
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること

【公共的団体】

（農業協同組合）

- 1 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 農作物の災害応急対策の指導
- 3 被災農家に対する融資、あっせん
- 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- 5 農産物の需給調整

(森林組合)

- 1 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 被災組合員に対する融資、あっせん

(漁業協同組合)

- 1 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- 3 被災組合員に対する融資、あっせん

(商工会議所・商工会)

- 1 市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
- 2 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
- 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力
- 4 災害時における物価安定への協力

(病院等医療施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における収容者の保護及び誘導
- 3 災害時における病人等の収容及び保護
- 4 災害時における負傷者の医療及び助産救助

(学校法人)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における児童生徒の保護及び誘導
- 3 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- 4 被災施設の災害復旧

(金融機関)

被災事業者等に対する資金の融資

(社会福祉施設)

- 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- 2 災害時における入所者の保護及び誘導

(社会福祉協議会)

- 1 災害時要援護者の支援
- 2 災害時におけるボランティア活動の支援

(危険物取扱施設)

- 1 安全管理の徹底
- 2 防護施設の整備

【県民及び事業所等】

(県民)

- 1 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を

図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じるとともに住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティーの形成に努めること

- 2 県及び市町村等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること

(事業所)

- 1 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること
- 2 集客施設を保有する事業所にあっては、来客者の安全確保に努めること
- 3 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めること

(ボランティア団体)

普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第4章 地勢概要等

1 地 勢

(1) 位 置

本県は、本州中央部の東端に位置し、東西に狭く、太平洋と東京湾に囲まれた半島（房総半島）にある。太平洋と東京湾に囲まれた半島部の海岸線と、半島のつけねを流れる利根川・江戸川に囲まれ、水で囲まれた島のような環境をなしている。

(2) 地 形

本県の地形は、南から北に向かって大きく丘陵、台地、平野の三つに区分されている。

特に、南部の山間地は房総丘陵と呼ばれ、標高約300m程度の山々が連なった、本県で最も高い地域であり、地表の侵食は幼年後期から壮年後期の形をなし、谷はかなり深く傾斜も急である。

房総丘陵は、一続きの地形ではなく、半島を横切るような数列の山地からなり、その間に細長い低地部をはさみ、この低地部から館山平野、鴨川平野となっている。

台地部は平坦ではなく、長柄町六地蔵付近の標高120m程度から野田市付近の標高10m程度までと北へ向けて緩やかに傾き、下総台地と呼ばれている。

平野部は、利根川下流部の下利根平野と九十九里平野や東京湾に流れ込む主要河川の三角州などであるが、房総半島は丘陵と台地が主体となって構成されている。

東京湾沿岸では、遠浅の海底を利用した海岸の埋立造成地が広がっている。また、内陸部には、丘陵や台地を削り谷部を埋め立てるなどの人工造成地が広く分布している。

表1 千葉県の地勢一覧（千葉県勢要覧 平成22年版）

位 置	極東 銚子市君ヶ浜	E 140° 52' 21"
	極西 富津市第二海堡	E 139° 44' 21"
	極南 南房総市白浜町野島崎	N 34° 53' 58"
	極北 野田市関宿三軒家	N 36° 06' 14"
県庁所在地	千葉市中央区市場町1番1号	E 140° 07' N 35° 36'
広 ば う	東西 102.6km 南北 133.9km	(以上平成22年4月1日現在)
面 積	5,156.60k m ²	
(全国比・順位)	1.36% 28位	(以上平成22年10月1日現在)
海岸線延長	534.291km	(平成21年3月31日現在)

(3) 山地・平野

房総半島の中央山間部は千葉県で最も高く、とくに房総丘陵といわれる南部には、愛宕山、清澄山、鹿野山、嶺岡浅間、鋸山等の標高300m以上の山地が連なっている。このうち鋸山から清澄山に至るいわゆる房総山脈は、本県最高山列で安房、君津の自然境をなしている。地表の侵食状況は幼年期後期から壮年期初期の形をなし、谷はかなり深く、傾斜も急である。

台地と丘陵を主体として構成されている房総半島には、沖積低地のまとまった平野に乏しい。

海流の運搬してきた流砂の堆積と土地の隆起によってできた九十九里平野、江戸川河口から富津洲に至る間の東京湾沿岸平野、北部の利根川、江戸川沿岸平野、加茂川、平久里川沿いの鴨川平野、館山平野を見ることができる。

表2 主要山岳

山 岳 名	標 高(m)	所 在 地
愛 鹿 宴 山	408.2	鴨川市、南房総市
野 山	379.0	君津市、富津市
清 澄 山	377.0	鴨川市
二 ツ 山	376.0	鴨川市
御 殿 山	363.9	南房総市
富 山	349.5	南房総市
石 尊 山	347.6	君津市、夷隅郡大多喜町
元 清 澄 山	344.2	鴨川市、君津市
八 良 塚	342.0	君津市
御 獄 山	341.0	夷隅郡大多喜町
伊 予 ケ 岳	336.6	南房総市
嶺 岡 浅 間	334.8	鴨川市
高 宴 山	330.0	富津市、君津市
鋸 山	329.5	富津市、安房郡鋸南町
高 鶴 山	326.0	鴨川市
鬼 泪 山	319.3	富津市
経 塚 山	310.7	南房総市

(国土地理院発行 25000 分の 1 の地形図より)

(4) 河 川

本県の河川は、利根川、江戸川以外は全国的にみると規模の小さい河川が多く、東京湾に流入する養老川、小櫃川、小糸川、太平洋に流入する夷隅川が比較的大きな河川であるが、指定延長の最も長い小櫃川でも 77 km程度と短く、水量も少ない。

県内河川を分類すると大体次のように分けられる。

ア 利根川・江戸川支川区域

北部は利根川、西部は江戸川沿いに軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。低地部は沼、湿地を開拓した水田地帯で、内水排除に苦しむ地域であり、台地部は都市化の進行に伴い河川への表流水の流出増により河川への負担を大きくしている。

イ 東京湾沿岸河川区域

北部は下総台地、南部は東京湾沿岸平野の低地を形成している。台地及び低地の都市化が進み、表流水の河川への流出増が大きく水害の発生頻度も高い状況にあり、災害ポテンシャルの高い地域であるとともに河川の水環境の悪化、斜面林、緑地等の減少などの問題を抱えている。河口部は干涸を形成していたが、現在ではそのほとんどが埋め立て地となっている。

ウ 九十九里河川区域

西部は下総台地、東部は太平洋に面している。河川は下総台地を水源に、低地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでおり、河口付近では河口閉塞がみられる。中流部の市街地においては、河道の拡幅が困難であり、流下能力不足や地盤沈下の影響により内水はん濫が生じている。

エ 上総丘陵河川区域

豊かな自然環境に恵まれた水源かん養地域で、流域の大きな河川が多く、県下で最大の多雨地域となっている。都市化の進展は大きくないが、丘陵部でのゴルフ場等の開発が多い地域である。上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が著しく、砂防河川に指定されている区域が多い。また、洪水調節や農業、水道用の水源となるダムが数多く建設されている。河川沿いの低地部の水田地帯で浸水被害が発生している地域もある。

オ 安房河川区域

千葉県の最南端に位置し温暖な気候を生かした農業や酪農が盛んな地域である。鋸南から鴨川を結ぶ地域には破碎帶があり地すべりが多発している。丘陵部の上流は小河川が多く、砂防河川として改修を行っている。都市化の進展は見られず、人口は減少傾向を示している。

(5) 湖 沼

千葉県北部に位置する印旛沼、手賀沼は、古くから利根川の遊水池であったため、昔から排水に苦慮してきた低湿地でもある。現在も、出水があると機械排水に頼らざるを得ない状態である。

この印旛沼と手賀沼との間の北総台地には、千葉ニュータウンをはじめ多くの大規模宅地開発が進められている。これらの開発による沼への表流水の流出量の増大に対処するため、流入河川の改修、沼の治水安全度の確保が急務とされている。

ア 印旛沼

印旛沼は、湖面積626haの北沼と529haの西沼からなり、その流域面積は、541.18km²である。流入する主な河川には鹿島川、印旛放水路上流部（新川）、神崎川等がある。そのうち鹿島川は、この周辺河川では最大の流域面積251.9km²を有する。出水時、印旛沼に流入する洪水は、現在、長門川流末の印旛排水機場により利根川に排水する一方、沼西端の平戸から千葉市検見川に至る印旛放水路（新川・花見川）の中点八千代市村上に設けられた大和田排水機場より東京湾に排水されている。

イ 手賀沼

手賀沼は、湖面積650haで、その流域面積は165.11km²である。流入する主な河川には大堀川、大津川及び金山落がある。出水時は、手賀沼排水機場及び北千葉導水事業により新たに完成した排水機場で利根川に排水している。

(6) 海 岸

本県はその地形上から海岸線が長いことが特徴である。江戸川デルタから富津洲までの約60kmの内湾は、遠浅の砂浜海岸であったが、この地帯は、既に埋立による土地造成が行われ、住宅地や工業地域となっている。これに対して東京湾南部の富津洲から洲崎までは、地質上一続きであった房総三浦丘陵地の陥没によってできた浦賀水道といわれる海溝部で、海底状況も深く変化に富んでいる。

一方太平洋側の飯岡から太東岬に至る約60kmの九十九里海岸は、外洋砂浜海岸の特色を示している。砂浜に砂丘を横たえ、遠浅ではあるが傾斜が大で波浪が激しいことが特徴である。次に太東岬より洲崎までは、一般に岩礁の磯浜海岸であり、一部砂浜海岸もところどころみられ、各所にそれぞれかつこうな漁港がある。

2 地 質

本県のほとんどが関東構造盆地の南半分に位置する。この構造分地の基盤岩（花崗岩、変成岩等）は、関東山地や筑波山地と呼ばれる関東平野周辺の山岳地や犬吠崎付近等で地表に露出しているが、本県の中央部では最も深いところで5, 500mを超え、盆状の形状をなしている。

一方、構造盆地内に堆積する地層は、比較的新しい地層で、下位より保田層群、三浦層群、上総層群、下総層群及び平野や河川沿いの地域に分布している沖積層である。

なお、これら層群間には地殻運動によると考えられる不整合が存在する。すなわち、黒滝不整合（三浦層群と上総層群の間）、東京湾不整合（上総層群と下総層群の間）、沖積層基底に発達する不整合現象などである。

また、最後の沖積層基底の不整合は、地殻変動に伴う下総層群の堆積盆の隆起とウルム氷期の海水準低下によって形成された現象であるため、関東構造盆地内のほとんどの地域で認められている。この不整合の上位には沖積層が発達しており、さらに沖積層の上には多くの地域で埋立層が認められている。これらの地層を地震地質学的観点からみた場合、各不整合を境として地震波の速度が異なるとともに振動特性も変わってくることが知られている。

図1 千葉県の第四紀層

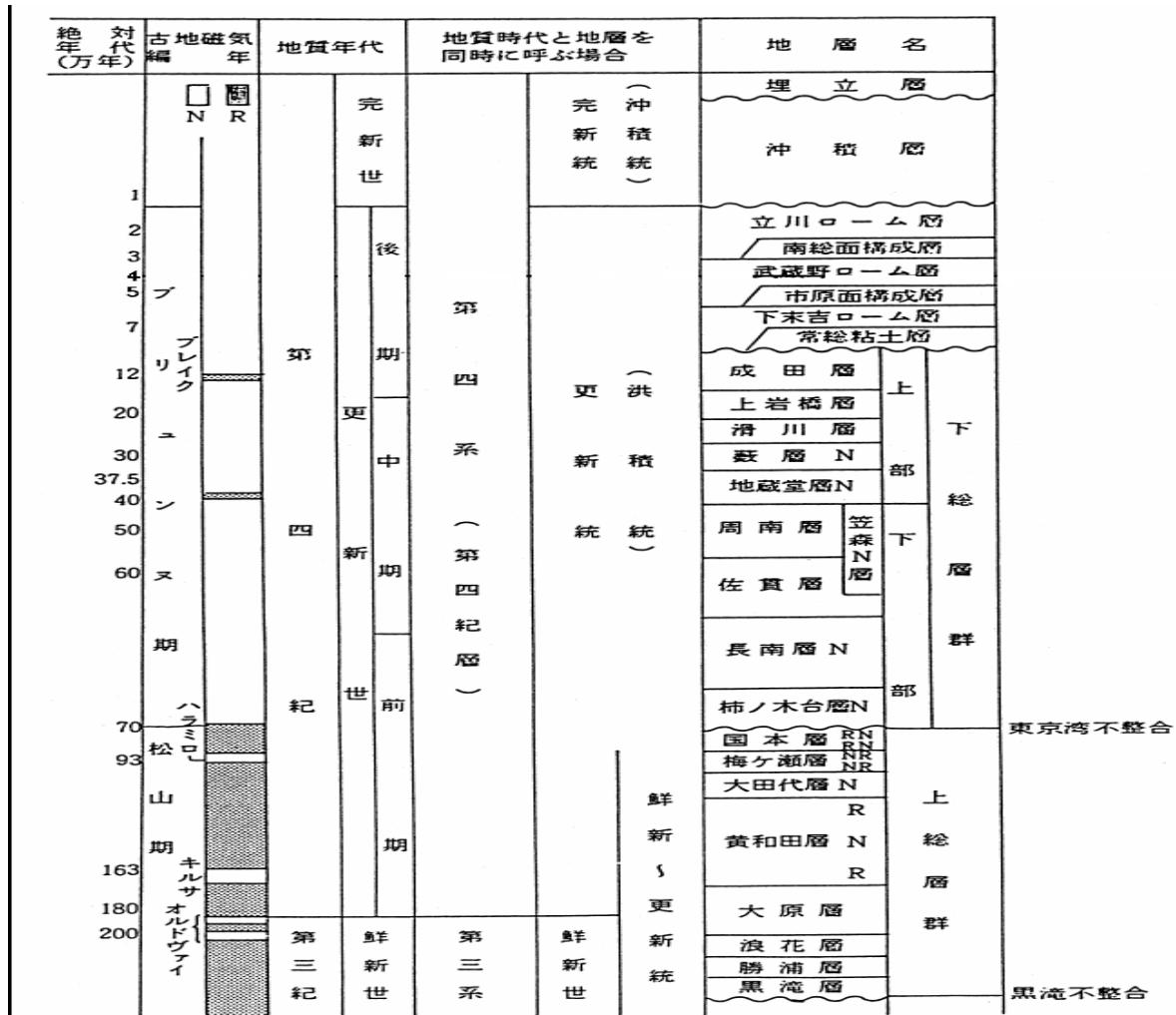
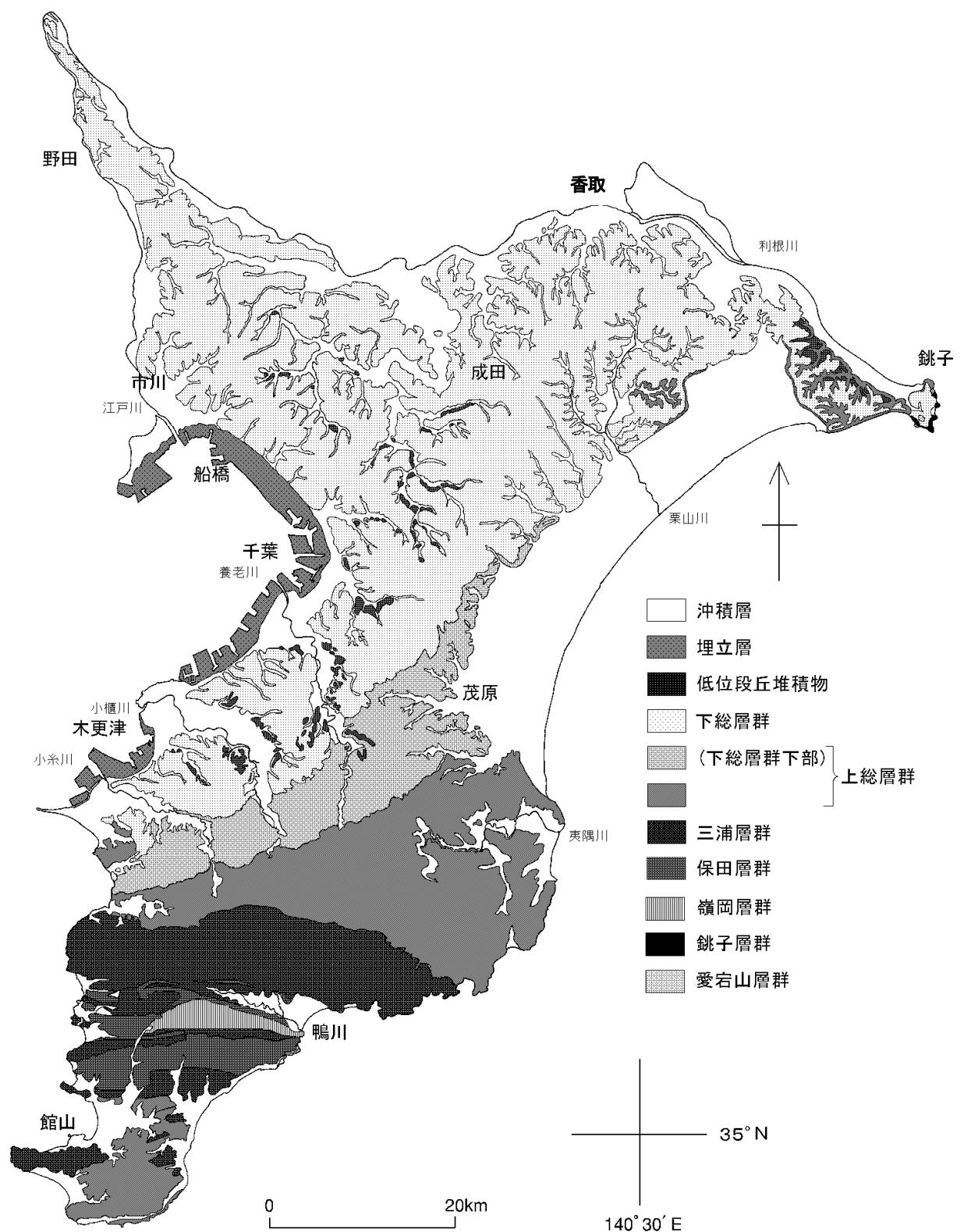


図2 千葉県の地表地質図



3 気象

本県の気象は、南部地区を中心とする沿岸部では、黒潮暖流の影響を受けて温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈しているが、北部地域の平野部では、気候較差（寒暖の差）が大きくなるなどの内陸性気候の特性がみられる。

関東平野に連なる北部と丘陵地の多い南部とでは、地理的・地形的環境条件の違いにより、気候特性にも地域差のみられることが特徴的である。県内における年間平均降水量は、北部では約1,400mm前後であるが、南部では約2,100mmと多くなっている。南部の丘陵地一帯に多いのは、標高300m程度の山地の影響が大きく、風向が山地に直行するようなときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなることによる。

一方風については、全県的に秋から冬にかけて北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、北部の内陸部では夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、本県が半島をなしていることから、他の内陸県に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

4 社会環境

本県では、主要都市の多くが津波や地盤の液状化の影響を受けやすい海岸や河川沿いに位置し、都市への人口集中は、災害の恐れのある地域へ居住拡大をもたらす傾向にある。

首都圏への人口集中が著しくなった昭和30年代後半から本県の都市形成が加速しており、当時整備された建築物や道路、鉄道などの社会資本が更新の時期にさしかかりつつあることに加え、海岸沿いの埋め立てや谷津田の開発による都市化は、災害対策のより一層の強化を求める事となる。

さらに、急速な高齢化や国際化の到来は、高齢者や外国人などの災害時要援護者と呼ばれる人々の増加をもたらしているが、本来、これらの人々を地域で支えていく住民意識が変化しつつあり、相互扶助意識の低下が問題化しあげている。

加えて、県民の生活様式の変化により、上下水道、電気、ガス等のライフラインへの依存度を高め、鉄道や高速道路等の交通施設とともに災害からこれらを守る対策強化が求められている。

また、本県は、三方を海に囲まれ、さらに成田国際空港を要していることから、海・空を経由してのヒトやモノの流れが活発で、本県の産業振興に大きく寄与しているところであるが、その反面、海難事故や油流出事故、航空機事故の危険性を有している。さらには、産業の高度化等による大規模な事故災害のおそれがある。

そのほか、本県には核燃料物質を使用している事業所が数か所立地しており、事故の特殊性や影響の甚大な放射性物質事故への対応が必要とされるが、平成23年の東日本大震災に起因した東京電力福島第一原子力発電所事故の本県への甚大な影響に鑑み、今後はこれらの事故についての対応を図ることが求められる。

5 過去の災害

(1) 千葉県が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
1	1605. 2. 3 (慶長9年 12月16日)	134.9 33.0	南海トラフ沿い	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1677. 11. 4 (延宝5年 10月9日)	142.0 35.5		8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があつた。各地の推定津波浸水高は、 <u>東浪見村 6.0～7.5m、</u> <u>矢指戸村 5.5～7.0m、</u> <u>岩船浦 6.5～8.0m、</u> <u>御宿浦 4.5～7.0m、</u> <u>沢倉村 5.5～7.0m</u> などであった。	銚子市高神 1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畠浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名
3	1703. 12. 31 (元禄16年 11月23日)	139.8 34.7	房総沖	8.2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があつた。各地の痕跡高は、 <u>御宿 8m、</u> <u>勝浦 7m、鴨川 6.5m、</u> <u>千倉 9.2m、</u> <u>相浜 11～12m、</u> <u>保田 6.5m</u> などであった。	津波による被害が主であつた。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
4	1855. 11. 11 (安政2年 10月2日)		東京湾北部	7.2	6	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数でた。
5	1906. 2. 23 (明治39年)	139.8 34.8	安房沖	7.3				北条や平郡で壁に小亀裂が生じた。
6	1906. 2. 24 (明治39年)	139.8 35.5	東京湾口	7.7				木更津、湊で壁土や瓦の墜落などの被害があった。
7	1909. 3. 13 (明治42年)	141.0 35.6	銚子沖	7.2		名洗で地盤に亀裂が生じた。		銚子で家屋の傾斜2戸と煙突の挫折があつた。
8	1921. 12. 8 (大正10年)	140.1 35.8	竜ヶ崎付近	7.1		印旛郡で道路に亀裂が生じた。		印旛郡で土蔵破損数か所、千葉や成田で多少の被害があつた。
9	1922. 4. 26 (大正11年)	139.7 35.2	浦賀水道	6.9	5	布良で崖くずれ。		建物全壊8戸、破損771戸、小学校傾斜1棟。館山、木更津、大多喜等で土蔵や倉庫等の壁落下。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経北緯	震央地名					
10	1923. 9. 1 (大正 12 年)	139.3 35.2	相模湾	7.9	6	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多く見えた。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良 4.5m、洲崎 4m、勝山 2.2m、木更津 1.8mなどであった。	千葉県全体で死者 1,335 名、負傷者 3,426 名、行方不明者 7 名、全壊家屋 31,186 戸、半壊 14,919 戸、焼失 647 戸、流失 71 戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。
11	1923. 9. 2 (大正 12 年)	140.4 35.1	勝浦沖	7.4	6	勝浦付近では関東地震より強く揺れた。	小津波があった。洲崎で波高 30cm になった。	勝浦で瓦の落下など小被害があった。
12	1953. 11. 26 (昭和 28 年)	141.7 34.0	房総半島南東沖	7.4	5		銚子付近で最大波高 3m 記録したが、被害なし。	館山、富崎で墓石が転倒し、犬吠埼灯台の水銀がこぼれた。
13	1960. 5. 23 (昭和 35 年)	73.5 38.0	チリ沖	8.5			九十九里浜、銚子、勝浦、天羽などの海岸に津波がおこった。津波の波高は銚子で 153cm、布良で 67cm であった。	津波による被害は死者 1 名(銚子)、負傷 2 名、半壊家屋 11 戸、田畠の冠水 173ha に及んだ。
14	1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140.5 35.4	千葉県東方沖	6.7	5	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者 2 名、負傷者 144 名、全壊家屋 16 棟、半壊家屋 102 棟、一部損壊 71,212 棟、断水 49,752 戸、停電 287,900 戸、ガス供給停止 4,967 戸、ブロック塀等の倒壊 2,792 か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
15	1989. 3. 6 (平成元年)	140.7 35.7	千葉県北東部	6.0	5	佐原市ほか 4 町で農業用水施設(地下埋設管)に破損が生じた。		佐原市ほか 4 市町で屋根瓦の落下による家屋の一部破損が 12 棟、多古町において水道管の亀裂により断水 70 戸の被害がでた。
16	2005. 4. 11 (平成 17 年)		千葉県北東部	6.1	5強			県内で家屋の一部損壊 4 棟の被害がでた。

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地変	津波	人命・家屋等の被害	
		東経北緯	震央地名						
17	2005. 7. 23 (平成 17 年)		千葉県北西部	6.0	5弱			県内で負傷者 8 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、関東近県で約 6 万 4 千台のエレベーターが停止し、78 件の閉じ込めが発生した。 鉄道については、東北、上越、長野、東海道新幹線、関東地方の JR 等の各線で点検のため運転を中止し、運転再開まで最大で約 7 時間を要した。	
18	2011. 3. 11 (平成 23 年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	6弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。 市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が沸き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。 水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。		銚子駿潮所で押波による第 1 波を 15 時 30 分過ぎに観測。17 時過ぎに最大潮位となる第 3 波 2.5m を観測した。 潮位計のデータでは、13 日以降も津波による潮位変化が観測されている。 九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8km まで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市~いすみ市)で 23.7km ² に達した。 この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6m と推定される第 3 波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	平成 24 年 3 月 1 日現在 死者 20 名(うち、津波による死者 14 名(旭市 13 名、山武市 1 名)、行方不明者 2 名(津波による)、負傷者 251 名。 建物全壊 798 棟、半壊 9,923 棟、一部損壊 46,828 棟、建物火災 15 件、床上浸水 154 棟、床下浸水 722 棟。 水道断水 177,254 戸、減水 129,000 戸。 下水道 12,600 戸で使用制限。 ガス 8,631 戸で停止。 電気 35 万 3 千戸で停電。 国道、県道で全面通行止め 33 方所、片側通行規制 12 方所。 農業施設の損壊 2,257 方所(ほか) 漁船転覆・乗り上げ等 390 隻。 石油コンビナート爆発事故(市原市)。 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や觀光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質の検出された。
19	2012.3. 14 (平成 24 年)		千葉県東方沖	6.1	5強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者 1 名、負傷者 1 名、家屋の一部損壊 3 棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が 4か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約 14,800 軒以上に断水が発生した。	
20	2012.4.29 (平成 24 年)		千葉県北東部	5.8	5弱			震度 5 弱を観測したのは、旭市ののみにとどまり、県内で人的・物的被害は発生しなかった。	

※県内における震度 5 弱以上を観測した地震、震度不明のものは M 7.0 以上のものを記載

(2) 風水害

昭和40年以降

災害原因	発生年月日	被 味 の 概 要						
		人的被害・人		住 家 被 味 ・ 戸			がけくずれ 発生件数	
		死者	負傷者	全 壊	半 壊	床上浸水	床下浸水	
関東地方南部の大雨	昭和45年7月1日	19	31	280	262	2,756	3,657	17,300
秋雨前線並びに台風25号に伴う大雨	昭和46年9月6日～9月7日	56	98	441	341	5,959	16,109	7,760
台風6号及び梅雨前線に伴う大雨	昭和60年6月30日～7月1日	2	21	7	36	119	1,028	400
台風10号に伴う大雨	昭和61年8月4日～8月5日	—	4	7	2	1,922	4,194	328
熱帯低気圧による大雨	昭和63年8月10日～8月11日	2	9	1	1	18	471	439
雷を伴った大雨	平成元年7月31日～8月1日	4	9	16	22	1,230	4,282	1,661
茂原市竜巻災害	平成2年12月11日	1	73	82	161	—	—	—
台風12号に伴う大雨	平成7年9月17日	1	3	2	9	108	519	97
台風17号	平成8年9月21日～9月22日	6	21	8	21	2,066	4,738	485
台風22号	平成16年10月8日～10月10日	2	19	—	2	274	1,244	322
台風23号	平成16年10月20日～10月21日	2	3	—	—	10	161	28
平成20年8月末豪雨	平成20年8月28日～8月30日	—	1	—	—	156	876	2
平成21年8月大雨・洪水・暴風	平成21年8月31日	—	5	—	—	35	—	—
平成21年10月大雨・洪水	平成21年10月8日	—	24	1	1	4	23	—

※人的被害の死者には、行方不明者を含む